

# 吸收分割に関する事前開示書面（変更）

（分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づく変更）  
（承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条第 8 号に基づく変更）

2025 年 6 月 6 日

ブリッジインターナショナル株式会社  
ブリッジプロセステクノロジー株式会社

2025年6月6日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号  
ブリッジインターナショナル株式会社  
代表取締役社長 吉田 融正

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号  
ブリッジプロセステクノロジー株式会社  
代表取締役 尾花 淳

ブリッジインターナショナル株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社であるブリッジプロセステクノロジー株式会社（旧：CleXito 株式会社。以下「承継会社」といいます。）との間で、2025年7月1日を効力発生日として、分割会社のプロセス・テクノロジー事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約書（以下「本契約」といいます。）を2025年2月14日付で締結し、2025年2月28日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示書面（以下「本事前開示書面」といいます。）の備置きをしておりますが、同年6月4日開催の取締役会にて、本契約の変更を決議したことに伴い、本事前開示書面に変更が生じましたので、会社法施行規則第183条第7号及び会社法施行規則第192条第8号の規定に基づき、以下のとおり変更後の内容を開示いたします。

なお、用語については、本事前開示書面において定義した用語と同一の意味を有するものとします。

## 記

1. 本契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）  
本契約の変更内容は、別添「吸収分割契約の変更に関する覚書」のとおりです。
6. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号イ、第192条第4号）

### 【変更前】

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

分割会社は、2025年2月14日付で、当社を新設分割会社、2025年7月1日を効力発生日とする新設分割に関して新設分割計画書を作成いたしました。当該新設分割計画に基づく新設分割により、分割会社は、分割会社のアウトソーシング事業に関する権利義務を新たに新設する分割会社の完全子会社である新設会社に承継させる予定です。

### 【変更後】（下線は変更箇所）

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

分割会社は、2025年2月14日付で、当社を新設分割会社として、2025年7月1日を効力発生日とする新設分割に関して新設分割計画書を作成いたしましたが、2025年6月4日開催の取締役会において、同新設分割の効力発生日を2025年10月1日に変更することを決議し、同日付で新設分割計画変更書を作成いたしました。当該新設分割計画及び新設分割計画変更書に基づく新設分割により、分割会社は、分割会社のアウトソーシング事業に関する権利義務を新たに新設する分割会社の完全子会社である新設会社に承継させる予定です。

## 吸收分割契約の変更に関する覚書

ブリッジインターナショナル株式会社（以下「甲」という。）とブリッジプロセステクノロジー株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結された2025年2月14日付吸收分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、下記のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### 第1条（効力発生日の変更）

甲及び乙は、原契約第3条（効力発生日）に定める効力発生日を、2025年7月1日から2025年10月1日に変更するものとする。

### 第2条（承継権利義務明細表の変更）

原契約別紙「承継権利義務明細表」の「3. 承継する雇用契約等」の規定を下記のとおり変更するものとする。なお、本覚書における別添も含めて、原契約別紙「承継権利義務明細表」の「3. 承継する雇用契約等」の変更内容とする。

吸收分割の効力発生日において、本事業に主として従事する従業員（正社員、契約社員、採用内定者、パート社員、嘱託職員、アルバイト等を含む。）のうち、別添に記載の従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務その他一切の協定

### 第3条（本覚書の効力）

- 1 本覚書は、2025年6月4日に効力を生じ、原契約と同じ期間、有効とする。
- 2 原契約が理由の如何を問わず終了した場合、本覚書は当然にその効力を失う。

### 第4条（原契約の適用）

甲及び乙は、本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項については原契約の定めに従うものとする。

### 第5条（協議）

甲及び乙は、本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って誠実に協議するものとする。

上記、本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は、各々記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年6月4日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号  
甲： ブリッジインターナショナル株式会社  
代表取締役社長 吉田 融正



東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号  
乙： ブリッジプロセステクノロジー株式会社  
代表取締役社長 尾花 潤



別添

## 本事業に主として従事している従業員のうち承継対象となる従業員のリスト